



妊婦情報事前登録制度 ～妊婦さんの救急車利用について～

阿賀町は、妊婦さんご家族が、安心して出産を迎えるために、「妊婦情報事前登録制度」を実施します。

「妊婦情報事前登録制度」とは、妊娠や出産に関する情報を事前に町に登録していただき、消防へ情報提供することで、緊急時に医療機関へスムーズに搬送する事を目的とした制度です。

対象者

- ・阿賀町に住所がある妊婦で、登録を希望される方
- ・阿賀町に里帰りされる妊婦で、登録を希望される方



登録方法

- ・登録を希望される方は「妊婦情報事前登録等届出書」をこども・健康推進課こども係へ提出してください。妊娠届出時にも、登録についてご案内します。
- ・届出書は、こども・健康推進課にあります。(町ホームページからダウンロード可)

利用方法 ※裏面の利用方法フローチャートもご確認ください。

- ①「強い痛みや出血がある」「陣痛が始まった。破水した」などの症状がある場合、**出産予定の医療機関に電話連絡し、医師から救急車を呼ぶように指示があったら、「119番」へ通報してください。**

※激しい痛みや大量の出血など、明らかに緊急の場合は、医療機関への連絡よりも、「119番」通報を優先してください。

※判断に迷う場合や医療機関へ向かう手段がない場合も、通報してください。

- ②「119番」に通報したら、「妊婦氏名、登録番号」を伝えてください。救急車が向かいます。

- * 搬送先は、登録された出産予定医療機関となりますが、妊婦さんの状況等により、搬送医療機関が変更になる場合もあります。
- * 阿賀町管内以外で救急要請をした場合、登録した情報は活用されません。
- * 登録事項に変更が生じた場合は、再度、届出書の提出をお願いします。

【お問い合わせ】阿賀町こども・健康推進課こども係 ☎ 0254-92-5762

利用方法フローチャート



① 本人や家族が、出産予定医療機関へ電話

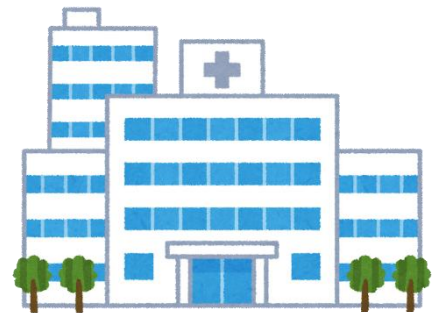
「お腹に激しい痛みがあります」

「出血があります」等、症状を伝え、医師(助産師または看護師)の指示を確認



「救急車で病院へ来てください」

医療機関から、救急車での搬送を指示された場合



出産予定医療機関

② 本人や家族が、119番通報

「妊婦の阿賀花子です。登録番号は〇番です。救急車をお願いします」



③ 救急車出動



④ 医療機関へ搬送



- * 届出情報を活用し出動、出産予定医療機関へ状況を連絡します。
(阿賀町管内以外で救急要請をした場合、登録した情報は活用されません。)
- * 妊婦さんの状況により、搬送医療機関が変更になる場合があります。